（四）

安政六己未年
安政七庚申年
御供日記

四月吉日

阿部控

阿部家文書第０７

（解題）保申は安政二（１８５５）年三月に将軍代替領地判物を受け、同六（１８５９）年十月一日に将軍御目見（御乗出）を果たす。この重大事に関する段取・挨拶回りの状況が本文書にくわしく記されている。翌安政七（１８６０）年三月三日に櫻田門外の変があり、同月十八日万延改元となるが、本事件に関する記録は全く無い。ただこの事件以降行列省略（随行藩士の削減等）の見直しに関する記事があるが、保申はその後頻尿症により江戸城出仕を見合わせ、私的活動も殆ど遠慮したので然したる記録はなく、また何故か万延元年十二月十日以降の部分が欠落している。

1

安政六己未年
安政七庚申年
御供日記
四月吉日　　阿部控

2

一　四月廿九日、當秋
殿様御乗出
御目見へ之御内含有之候ニ付、心得候様大目付ゟ申聞

(注)御乗出は、武家の元服を意味するが、特に大名家嫡子が将軍に御目見し、大名としての公的活動を始めることを言う。保申【弘化三（１８４６）年三月廿五日誕生】の場合は、安政六（１８５９）年十月一日に満十三歳で御目見えしているが、その内示が四月末に行われている。

一　六月六日、御乗物新規ニ付、木地見分有之、罷出見分相済
一　同十八日、當十月中
殿様御目見被仰出候旨、孫右衛門ゟ申談之、同役相之間頭申通

(注)江戸藩士分限帳（以下「名簿」）に大目附百石三十俵　岩手孫右衛門とある。ここで當秋が當十月中と具体的に示され、それにむけて乗物（大名駕籠）が準備されている。

一　七月朔日
御乗物出来栄見分有之候ニ付、罷出見分相済
一　殿様御供之面々左之通
御介添　北條弥一右衛門
御前髪中

(注)名簿では御年寄三百五十石とあるが、㋕１１４では寄合並三百二十石北条織人国勤「辰四十」が記されているのみ（次頁に御側詰とある）。これはおそらく跡目であろう。「介添」とは元服前（前髪中）の大名に認められる補佐役のこと。
この時点で行列の主要メンバーが次の通り決定し、夫々服務規程の習熟に努めることとなったが、これについては別添の阿部家文書２６「御供方定（御留主居）」等参照。

3

御刀番
内田収助
村上鍛十郎
渡邊多門
林　鎌太郎

(注)内田収助　名簿４ｂ側御用役三人扶持二十俵　㋕１０御年寄並二百四十石役料六十俵
村上鍛十郎　名簿３ｇ御奥御用達九十石　㋕５８御奏者番八十石役料七十俵
渡邊多門　名簿６ｂ御用達並三人扶持二十俵　㋕２０寄合衆二百七十石
林　鎌太郎　名簿７ｄ御近習取次役六十五石　㋕６４大目付九十石役料四十俵
「御刀番」とは大名が江戸城に入室するに当って、佩刀を保管する役目の上士で、玄関脇控之間で待機していたが、他藩同役との情報交換を行うとともに、行列に関する最高責任を負っていた。「名簿」と㋕の差が大きいが、おそらく若年部屋住から跡目相続で正規の出仕となったものであろう。

御側詰
三間類八
谷口新八郎
上野金吉

北條織人

（注）三間類八　名簿なし　分６７大目付九十石役料四十俵
谷口新八郎　名簿なし　分３１御用人並百十石役料六十俵「新太郎？」
上野金吉　名簿１２ｄ御側詰石高不明　分１９８御書院詰三百石「伴助」
北條織人　名簿１２ｃ御側詰三人扶持　分１１４寄合並三百二十石

七月十八日、右之面々今日御供被仰付候ニ付、名々吹聴頼旁々被参候

御簾役
阿部軍内
野崎［縑］之助

（注）阿部軍内　名簿９ｈ書院詰五十石二十俵　分１８９書院詰御簾役兼四十石役料二十俵
当時年齢は四十二歳と推定され、おそらく「松之間詰」身分と思われる。
野崎縑之助　名簿１３ｆ松之間三人扶持十俵　分１３８御使番六十石（左兵衛）
＊家譜集分限帳では「鎌之助」とあり、本文書は「縑」であるが以下「鎌」とする。

相之間頭
松本覚之助

（注）松本覚之助　名簿１３ｉ松之間相之間頭三人扶持
分１９６書院詰御簾役兼三人扶持役料十五俵
この「御簾役」と「相之間頭」を「御供頭」と称し、行列の現場責任者であった。

4

御駕籠脇

池澤岩太郎
村上文五郎
村上鎌二郎
新井源太郎
岩田民次郎
上田与市助

御供目付助
間宮金治

御徒目付
海野三津之助

（注）池澤岩太郎　名簿なし　分２３０御側詰八十二石「久之助」（戌十七）と関係か
村上文五郎　名簿１７ｂ御馬廻組三人扶持　分２３２御側詰三人扶持
村上鎌二郎　名簿なし　分不明
新井源太郎　名簿なし　分不明
岩田民次郎　名簿なし　分２８６御馬廻組三人扶持
上田与市助　名簿不明　分２４５松之間詰御使者番兼四十石
間宮金治　名簿２３ｈ大小姓席御徒目付四十石　分３７６間宮久吉と関係か
海野三津之助　名簿２３ｆ大小姓席四十石五俵　分３３２御馬廻組四十石役料五俵
＊柳澤孫左衛門御附人
「御駕籠脇」は通常「大近習組」か「馬廻組」に属し、御供頭の指示を受けて、先触や挨拶等を実行した。御供頭見習的人物もいたようである。

御先相之間
組頭兼
青柳利兵衛

同受持

玉越友次郎
遠藤巻右衛門
中野主馬
高田源吾
生田銀作
川嶋周治

（注）青柳利兵衛　名簿２５ａ大小姓席四十石　分３３４御馬廻席四十石役料十俵伊勢守付
玉越友次郎　名簿２８ｂ相之間時計間組頭　分３３４御馬廻席四十石役料十俵同
遠藤巻右衛門　名簿３０ａ勘定衆並三十石五俵　分中１４相之間三十五石二十俵
中野主（守）馬　名簿２０ａ馬廻席四十石十俵　分３０７御馬廻席四十石役料十五俵
高田源吾　名簿２４ｈ大小姓席四十石　分不明
生田銀作　名簿２７ｅ相之間三十五石五俵（藤五郎）分４０７大小姓並三十五石五俵
川嶋周治　名簿１９ｇ馬廻席三人扶持役料三俵
（注）「御先相之間」は郡代・勘定奉行の支配下の実務官吏で、御徒目付や勘定衆と同格の相之間身分のうち、行列の先頭（後衛）に立つものの別称。ただ上位の大小姓身分のものであっても、就役中は御先相之間とされた。

5

一　七月廿日、御乗物御修復見分有之

（列）

一　八月四日、御行例帳大目付ゟ相渡申候
一　殿様御乗出被遊候ニ付、左之御方様へ御頼被仰進候

御引取　酒井左衛門尉　様
重頼　奥平大膳大夫　様
小笠原佐渡守　様
松平左衛門尉　様
御先手　山田佐渡守　様
本多左京　様

右之通心得居候様、大目付ゟ申談之

（注）御乗出（御目見）に関する後見及び世話人であろう（基本的に同席大名に依頼）、なおこれが父（養父）不在の特例か、通常の事例かは検証の必要がある。
酒井左衛門尉は庄内十七万石藩主忠発で、徳川四天王家の嫡流。
奥平大膳大夫は中津十万石藩主昌服、祖父昌高は真華院と同じ島津重豪の子。
小笠原佐渡守は唐津六万石藩主長国、先代長和は祖父保泰の子であった。
松平左衛門尉は豊後府内二万石藩主近説、桑名藩より養子（真田幸貫の甥）
御先手の二名は先手組頭の旗本で、大名取次（御用頼）の役割を果たした。なお本多左京は茶人で知られた旗本で多方面で活躍している。

6

一　八月十日
金弐両弐分ツヽ
右御手當被下候
金弐両弐分ツヽ
右震災後、難渋ニも可有之間、拾ケ年賦拝借被仰付候旨、孫右衛門申聞候、同役相之間頭へ申通候

（注）この「震災」は安政二年の江戸安政地震か（安政五年二月の飛騨北部地震ではないと思う）。時期が離れすぎているが、要は特別手当について国許と違う何らかの名目が必要とされたのであろう。

一　九月三日
九月中旬御逢日限

（総）

十一日　間部下野守　様
内藤紀伊守　様
井伊掃部頭　様
松平和泉守　様
脇坂中務大輔　様

十三日

右之通被仰出候ニ付、岩手孫右衛門申談候、同役相之間頭江申通之

(注)同じく御乗出のための協力要請であるが、ここに挙げられたのは老中等であるが、何故か大老である井伊直弼を同列に取扱っている。なお間部は下総守が正当。
間部下野守（下総）は鯖江藩六万石藩主詮勝、安政五年老中再任するも六年罷免
内藤紀伊守は村上五万石藩主信親、嘉永四年十一月から文久二年五月まで老中。
井伊掃部頭は彦根三十万石藩主直弼、安政五年四月大老就任、万延元年三月暗殺さる。
松平和泉守は西尾六万石藩主乗全、井伊大老のもと、安政五年から万延元年迄老中。
脇坂中務大輔は龍野五万一千石藩主安宅、安政四年から文久二年老中、その後再任。
なお嘉永から安政にかけての老中職は次の通り
○松平和泉守乗全　西尾藩　弘化二年二月～安政二年八月、
安政五年六月～万延元年四月
○内藤紀伊守信親　村上藩　嘉永四年十一月～文久二年五月
松平伊賀守忠優　上田藩　嘉永元年十月～安政二年八月
久世大和守広周　関宿藩　嘉永元年十月から安政五年十月
安政七年閏三月～文久二年六月
堀田備中守正睦　佐倉藩　安政二年十月～安政五年六月
○脇坂中務大輔安宅　龍野藩　安政四年八月～万延元年十一月
文久二年五月～文久二年九月
松平伊賀守忠固　上田藩　安政四年九月～安政五年六月
太田備後守資始　掛川藩　安政五年六月～安政六年七月
○間部下総守詮勝　鯖江藩　安政五年六月～安政六年十二月
安藤対馬守信正　磐城平藩　安政七年一月～文久二年四月

7

一　九月六日明七日引ケ後、於中之口御陸尺御手廻り、目見江有之候旨、相之間頭ゟ申通候
一　同月七日
於中之口御陸尺御手廻り、目見江相済、名前左之通
一　先主　戸田采女正　様　勘藏代り　政吉　二十五才
一　同　松平佐渡守　様　藤吉代り　米吉　二十八才
一　同　松平遠江守　様　清八代り　安五郎
一　同　石川若狭守　様　源助代り　定五郎　二十五才
一　同　稲葉丹後守　様　吉藏
一　同　青山下野守　様　定藏　二十四才

8

一　同　松平遠江守　様　弥助　二十六才
一　同　榊原式部大輔様　吉五郎　四十才
小添　幸太郎
部屋頭　増五郎
〆　拾人

御手廻り御先箱持
一　先主　石川主殿頭　様　亀五郎　三十九才
一　同　松平遠江守　様　清治　三十七才
一　同　稲垣摂津守　様　辰五郎

一　同　御同所　様　清吉　二十五才

9

御道具持

一　同　脇坂中務大輔様　久治　三十才

御跡箱持

一　同　松平右京亮　様　幸吉代り　源次　帰参人　文吉

一　同　松平伊豆守　様　新吉　同　松五郎

一　同　太田備中守　様　徳五郎　小添　仙蔵　部屋頭　文五郎

10

〆　拾三人

（注）御乗出のための雇中間等の採用記録。「先主」は口入屋（派遣元）から提示された「履歴書記載の前職」であり、中間頭が確認提示し、「御供頭」が中心となって「御刀番」「勘定奉行」立会いの下で、面接「目見え」を実施の上で決定した。

一　九月八日、於御年寄詰所、被仰渡候御用向御座候ニ付、罷出候様、岩手孫右衛門申聞候付、相之間頭同道ニ而罷出候処、此度殿様御乗出ニ付、勤方心得之儀御書付相渡り候付、右之通相守心得違ひ無之様、相勤可申候様、吉田次郎右衛門被仰渡候上、御条目二巻・帳面一冊、同人ゟ御渡ニ相成候

（注）吉田次郎右衛門は名簿1h御年寄三百五十石、㊇8大寄合三百五十石役料百俵

一　同日、殿様御家格通り之御供ニ而、惣御廻勤済迄之旨、孫右衛門申聞候

一　九月十一日六時打二分御供揃ニ而、表御門ゟ本多左京様御同道ニ而、間部下総守様・井伊掃部頭様為御逢被為入、御帰殿裏御門ゟ四時前　御用口　阿部

11

但、益御機嫌能御帰被為遊候段、御年寄月番へ申達候

（注）「家格通之御供」とは、当時行列の簡素化が幕閣から指示されていたが、今回のような重要な儀式行列については本来の十五万石準国主格式をもって行われたということ。当初九月三日の予定とは内藤紀伊守が違っているが、以下予定日は若干相違（6参照）している。なお「六時打二分」とは時刻の端数を示すが、現在のところ不詳。また「御用口」は、この行列の現場責任者が「阿部」（次回は野崎で原則交代制）であることを意味し、帰殿後に担当年寄等に報告すべき義務があった。

一　九月十三日朝六半時打二分御供揃ニ而、本多左京様御同道ニ而松平和泉守様被仰込、為御逢被為入、四時御帰殿　御用口　野崎

九月十八日　晴

一　殿様朝六半時打二分御供揃ニ而、御先手山田佐渡守様御同道ニ而被仰込、為御逢内藤紀伊守様・脇坂中務大輔様へ被為入候御帰殿　四半時

但、殿様益御機嫌能御帰被遊、御供先も別条無之段、御年寄詰所へ罷出申達候　御用口　阿部

（注）間部・井伊・松平和泉守は本多、内藤・脇坂は山田と手分けしている。

一　九月十九日、野崎鎌之助年銀ニ付、松本江相談之上今日岩手孫右衛門内談之上、差出申候

（注）「年銀」の意味は不詳であるが、３１では九月は却下され、翌正月に再提出しているが、役料の加算か、或いは永年勤務に対する報奨金のごときものであろうか。なお４０では池沢に対する願書があるが、ここでは「年限」に近い表記になっている。

１２

一　九月廿三日、御乗物出来栄見分有之、罷出見分相済

（注）ここまでの行列は老中方に対する事前訪問で、本番は将軍御目見の登城であり、その時に使用する「御乗物」の最終点検である。

一　安政六未年九月八日、御用番間部下総守様御表江差出候処、同月廿九日夕御呼出ニ而、御用人河口市之進ヲ以、御附札済御渡、立戻ニ而御受相勤候

私、長柄傘持・草履取・率馬口附共、先前ゟ譜代之者ニ而平日刀為指召連候処、省略中脇差斗為指召連候得共、以来式立候節者、刀為指召連申候、追而先規之通相復候、猶又御届可申上候、此段奉伺候　以上

九月八日　　御名

可為伺之通候、尤綿服ニ而、侍分之者ニ不紛様致、可被召連候

（準）

右之通ニ御下ケ札ニ相成候旨、久城隼輔ゟ相渡候

（注）柳澤家では長柄持等の者も譜代であり、本来刀を差すべき者であるところ、今まで脇差に省略していたが、正式の行列については刀に戻したいとの申請であり、これに対して老中より、彼等は譜代であっても士分ではないので、刀を差すのは良いが士分と混同しないよう服装（絹布ではなく綿布）で区別するようにとの指示があったもの。なお刀と脇差は一般的に刀身長（二尺）で区分され、身分を示すものとなっていた。

１３

一　九月廿九日、御廻勤御名前帳、御刀番ゟ相渡、早々御順相調差出候様与之儀ニ付、同役相之間頭相談之上取調、廿日内田収助江差出之

（注）御廻勤（大名への挨拶回）名簿により、その順路を検討の上で御刀番に渡したものであるが、九月二十九日は九日の誤記か。

（暁）

一　十月朔日焼七半時御供揃ニ而、奥平大膳大夫様表御門江被為入六時御供揃ニ而大膳大夫様御同道、御本丸御登　城、始而御目見へ、御退出ゟ御老若様方御廻勤被遊候、御帰殿八時

御用口
野崎

但、御帰掛稲荷御参詣被遊候

五時参着割子

（注）初御目見に当たり、重頼（５参照）である奥平大膳大夫同道付添で、登城したもの。なお当時奥平大膳大夫は酒井左衛門尉と並んで帝鑑之間席取締であった（３３参照）。

御廻勤御順左之通

遠藤但馬守　様　　本多越中守　様
脇坂中務大輔　様　　酒井右京亮　様
水野出羽守　様　　内藤紀伊守　様
松平和泉守　様　　安藤對馬守　様
牧野遠江守　様　　間部下総守　様
稲垣長門守　様

（注）概ね老中・若年寄を廻勤したものだが井伊掃部頭は別格か。
当時老中職○については６（注）を再掲
遠藤但馬守は三上一万二千石藩主胤統、若年寄等を歴任した。
本多越中守は陸奥泉二万石藩主忠徳、若年寄となった。正室妙芳院馨子が保泰娘、
○脇坂中務大輔は龍野五万一千石藩主安宅、安政四年から文久二年老中、その後再任。
酒井右京亮は敦賀一万石藩主忠毗、若年寄を歴任した。
水野出羽守は沼津五万石藩主忠寛、安政五年家督、奏者番から側用人。
○内藤紀伊守は村上五万石藩主信親、嘉永四年十一月から文久二年五月まで老中
○松平和泉守は西尾六万石藩主乗全、井伊大老のもと、安政五年から万延元年迄老中。
安藤對馬守は磐城平六万七千石藩主信正、安政七年老中、坂下門外の変で負傷失脚。
安政六年当時は勝手掛若年寄で信睦と名乗っていた。
牧野遠江守は小諸一万五千石藩主康哉、安政五年に若年寄。
○間部下野（下総）守は鯖江藩六万石藩主詮勝、安政五年老中再任するも六年罷免
稲垣長門守は近江山上一万三千石藩主太篤、安政五年に若年寄。

１４
一　十月七日六時御供揃ニ而、内藤紀伊守様御對客被遊御勤、五時
御帰殿　　御用口

但し、殿様益御機嫌能御帰被遊候段
御年寄月番へ申達候　　阿部

一　同月十七日、明十八日五半時御供揃ニ而殿様、上野御宮へ御参詣
被仰出候処、夕七時過ゟ御本丸ゟ出火有之候ニ付、御出御延引
被仰出候

一　同月廿一日、今日今田七郎為代、平野美之助御供目付被仰付候
付、吹聴頼旁々被参候

（注）今田七郎は分２０２書院詰七十石、江戸藩士名簿では２５ｈ大小姓席。平野美之助は分３８６大小姓席四十石、同じく２７ｂ御徒目付。御徒目付（下士）から大小姓席にふさわしい御供目付に昇進したもの。

一　十一月三日
殿様五半時御供揃ニ而、上野御宮・惣御霊屋・日光准后様へ被
為入、寒松院へ御立寄、御帰殿七時過
（「能」脱）

１５
但、殿様益御機嫌御帰被遊、御供先別条
無之段、御年寄月番へ申達候

（注）上野御宮は寛永寺文殊楼の西入にある東照宮。日光准后は輪王寺宮門跡（寛永寺貫主）。

同日
一　殿様御参詣并御勤御順如左
御宮御参詣、靏之御門御出祓、夫ゟ

大猷院　様
厳有院　様
浚明院　様　　御霊屋御参詣夫ゟ
文恭院　様
但、右
御四方様御相殿
常憲院　様
有徳院　様
温恭院　様
孝恭院　様
但、右同断
御方々様御相殿并御別當如左

16

大猷院　様　御別當
文恭院　様　　霊山院
厳有院　様　御別當
浚明院　様　　津梁院
常憲院　様
有徳院　様　御別當
温恭院　様　　大慈院
孝恭院　様
右之通、大慈院ゟ申し参り候
一　十一月七日

殿様五時御供揃二而
増上寺
安国殿

17

台徳院　様
文昭院　様
慎徳院　様　御相殿
有章院　様
惇信院　様　御相殿
方丈
月界院

（注）徳川将軍の菩提寺・院号は次の通り

初代	家康	久能山・日光東照宮	四月十六日	安国院・東照大権現
二代	秀忠	増上寺	七月廿七日	台徳院
三代	家光	日光山・寛永寺	四月廿日	大猷院
四代	家綱	寛永寺	五月八日	厳有院
五代	綱吉	寛永寺	一月十日	常憲院
六代	家宣	増上寺	十月十四日	文昭院
七代	家継	増上寺	四月三十日	有章院
八代	吉宗	寛永寺	九月廿五日	有徳院
九代	家重	増上寺	五月十三日	惇信院
十代	家治	寛永寺	九月八日	浚明院
十一代	家斉	寛永寺	四月二日	文恭院
十二代	家慶	増上寺	七月二十二日	慎徳院
十三代	家定	寛永寺	八月八日	温恭院

十四代　家茂　増上寺　　八月廿日　　昭徳院
十五代　慶喜

なお孝恭院殿家基は第十代将軍家治の嗣子で、有能な人物であったとされているが、安永八（１７７９）年二月二十四日に享年十八歳で急死した。家治の後継者は一橋家出身の家斉が十一代将軍となったが、家基は特に将軍に準じて扱われている。

松平修理大夫　様　　薩摩藩　芝しんばば
有馬中務大輔　様　　久留米藩　三田通右角
内藤金一郎　様　　拳母藩　三田西国丁
青木源五郎　様　　麻田藩　三田古川端
保科弾正忠　様　　飯野藩　芝新堀端
松平山城守　様　　上山藩　三田新堀端
芝　御屋敷

黒田甲斐守　様　　秋月藩　芝新堀
戸沢上総守　様　　新庄藩　芝飯倉
片桐石見守　様　　小泉藩　愛宕下

１８

右之通御廻勤被遊、七半時過
御帰殿　　御用口
　　阿部

但、芝屋敷へ割子四半時参着
殿様、益御機嫌能御帰被遊、御供先別条無之段
御年寄月番宅へ罷出、申達候

（注）これらの諸大名上屋敷は芝・三田に集中しており、芝中屋敷を拠点としての廻勤。

一　十一月十一日四半時御供揃ニ而　（「州」脱）
殿様、山田佐渡守様御同道ニ而、紀州様・尾様・水戸様御勤被遊
八半時　御帰殿

但、殿様益御機嫌能御帰被遊、御供先別条無之段、
御年寄月番申達

１９

一　同月十三日五時御供揃ニ而、松平讃岐守様・松平播磨守様・松平大学様、駒込御屋敷ニ而御支度、夫ゟ賀　中納言様・松平飛騨守様・松平大蔵大輔様御勤仕廻、七半時過　御帰殿
　　御用口
　　阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被遊、御供先別条無之段、
御年寄月番へ罷出申達候、割子駒込へ四時参着

（注）高松藩（小石川）、府中藩（伝通いん）、守山藩（大塚吹上）、加賀藩（本郷）、大聖寺藩（下谷池端）、富山藩（池之端）江戸北部方面。駒込屋敷は六義園隣接の藩邸。

一　同十四日、昨日之手御勤、殊ニ遠方之儀ニ付、少々刻限ニハ相當り不申候得共、下行申達候処、御聞済之旨、岩手孫右衛門申談之

（注）下行は特別に銭・米等を与えて慰労すること。この場合は七半時ではその対象にはならないが、遠方出張を考慮して規定外の措置を求めたもの。

一　同月十六日五半時御供揃ニ而
小笠原佐渡守　様　　唐津藩　外櫻田
松平伯耆守　様　　宮津藩　虎ノ門

九鬼啓之助　様　三田藩　霞が関
丹羽左京大夫　様　二本松藩　永田はら

20

山王
岡部筑前守　様　岸和田藩　山王隣
松平出羽守　様　松江藩　赤坂御門内
稲垣信濃守　様　鳥羽藩　麹町
松平摂津守　様　小幡藩　四谷御門内
松平秀麿　様　高須藩　四谷いか町

御支度　月桂寺
松平佐渡守　様　広瀬藩　四谷御門内　市谷

右之御方々様御廻勤被遊、七半時　御帰殿
御用口
野崎

但、殿様益御機嫌能御帰被遊、御供先別条無之段
御年寄月番へ申達候、割子月桂寺へ四半時参着

（注）三田藩主長門守精隆が安政六年八月急死、九月十八日に綾部藩から啓之助（隆義）を末期養子として迎えた。月桂寺は吉保父安忠以来の江戸における柳澤家菩提寺。

21

一　同月十八日四半時御供揃二而
本庄宮内少輔　様　高富藩　市谷橋
本多越中守　様　泉藩　日比谷御門内
松平下総守　様　忍藩　馬場先内
松平肥後守　様　会津藩　和田倉御門内
脇坂淡路守　様　龍野藩　芝口
酒井雅樂頭　様　姫路藩　大手向

小笠原右近将監様　小倉藩　神田橋
酒井左衛門尉　様　庄内藩　神田橋
本多豊後守　様　飯山藩　小川町
板倉主計頭　様　安中藩　一ツ橋門外
榊原式部大輔　様　高田藩　一ツ橋外
松平豊前守　様　亀山藩　一ツ橋外
森川出羽守　様　生実藩　小川町
松平織部正　様　大多喜藩　駿河台
稲葉長門守　様　淀藩　小川町

22

松平左衛門尉　様　府内藩　筋違橋
阿部伊豫守　様　福山藩　昌平橋内
青山下野守　様　篠山藩　すじかい内

右之御方々様御廻勤被遊七半時前　御帰殿
御用口
阿部

但、殿様益御機嫌能御帰被遊、御供先別条無之段
月番御年寄へ申達候

一　同十九日四半時御供揃二而、御供相揃候処、御延引被仰出候

一　同廿六日四半時御供揃二而

23

鍋嶋加賀守　様　小城藩　幸ばし内
松平周防守　様　棚倉藩　木挽町五丁
諏訪因幡守　様　高島藩　西ノ丸下
奥平大膳大夫　様　中津藩　木挽町
松平陸奥守　様　仙台藩　芝口三丁

大久保加賀守　様　小田原藩　増上寺海手
有馬左兵衛佐　様　丸岡藩　芝宇田川丁
柳生對馬守　様　柳生藩　増上寺裏門前
秋田安房守　様　三春藩　愛宕下
松平隠岐守　様　伊予松山藩　あたこの下
牧野備前守　様　長岡藩　あたき丁
加藤越中守　様　水口藩　藪小路
武田大膳大夫　様　高家旗本
堀田豊前守　様　宮川藩　愛宕下
一柳對馬守　様　小野藩　愛宕下

24

稲葉伊豫守　様　臼杵藩　新橋外
京極佐渡守　様　丸亀藩　新シ橋外
亀井隠岐守　様　津和野藩　外桜田
真田信濃守　様　松代藩　外桜田

右之御方々様御廻勤被遊、八半時　御帰殿
御用口
阿部

但、殿様益御機嫌能被遊御帰、御供先別条無之段
御年寄月番宅へ罷出申達候、今日御出被仰出候処、
大風ニ付下部者へ、御酒代被下置候様仕度
御刀番へ此方ゟ申出候処、御思召ニ而御手許ゟ
被下置候旨、御刀番ゟ申談候

左之通

御酒・御吸物・御肴二種　百四十八文ツヽ　七十二文ツヽ
御用人　御草り役　同心
御刀番　小人目付　御陸尺
御簾役　御厩小頭　御手廻
相之間頭　御駕籠小頭
御駕籠脇　四十八文ツヽ、
御供目付　中間
御徒目付
相之間

25

一　同月廿八日五半時御供揃ニ而
松平兵部大輔　様　明石藩　半蔵門外
堀田摂津守　様　佐野藩　三番町
板倉内膳正　様　福島藩　土手四番町
田沼玄番頭　様　相良藩　飯田町もち木
米倉丹後守　様　六浦藩　牛込御門外
松平大炊頭　様　宍戸藩　目白台

御支度
龍興寺
酒井若狭守　様　小浜藩　小石川
牛込

右之御方々様御廻勤被遊候、七半時　御帰殿
御用口
の崎

但し、殿様益御機嫌能御帰被遊、御供先別条
無之段申達候　割子四時参着

（注）「龍興寺」は吉里生母染子の菩提寺。

26

一　同月廿九日四時御供揃ニ而

松平右近将監　様　浜田藩　西久保
土岐美濃守　様　沼田藩　江戸見坂
南部遠江守　様　八戸藩　麻布市兵衛町
上杉駿河守　様　米澤新田藩　飯倉片町
戸田鍋太郎　様　旗本
小笠原近江守　様　小倉新田藩　麻布ひかくぼ
伊達遠江守　様　宇和島藩　麻布竜土
松平兵部少輔　様　奥殿藩　麻布竜土
内藤鎮若　様　湯長谷藩　麻布百姓町
南部美濃守　様　盛岡藩　外桜田

御支度　光林寺

右之御方々様御廻勤被遊候、七時　御帰殿

御用口

阿部

27

但し、殿様益御機嫌能御帰被遊、御供先別条無之段

御年寄月番へ申達候、光林寺へ割子四半時参着

（注）湯長谷藩主内藤政恒が安政六月十月死亡のため、急遽養子政敏が継承したが、その幼名が「静若」とされる。光林寺は吉里正室円徳院頼子の菩提寺。

十二月三日四時御供揃二而

松平左京大夫　様　西条藩　青山百人町
戸田采女正　様　大垣藩　溜池
松平悦之進　様　母里藩　青山久保町
松平實之助　様　糸魚川藩　溜池上
松平左兵衛督　様　吉井藩　赤坂薬研堀
松平大和守　様　川越藩　溜池
竹腰兵部少輔　様　（附）今尾　赤坂御門外
松平肥前守　様　佐賀藩　山下御門内
水野日向守　様　結城藩　赤坂なんぶ坂

右之御方々様御廻勤被遊、御帰殿

八半時

御用口

野崎

但し、殿様益御機嫌能御帰被遊、御供先別条無之段申達候

四番御箱少々損候二付、御帰之上大目付へ申達候

28

十二月四日四時御供揃二而

本多伊豫守　様　神戸藩　神田橋外
佐竹右京大夫　様　久保田藩　下谷七軒町
建部内匠頭　様　林田藩　飯田町もち木
酒井大学頭　様　出羽松山藩　浅草七軒町
堀　丹波守　様　村松藩　下谷広小路

御支度　彰太郎様

黒田伊勢守　様　久留里藩　下谷大名小路
井伊兵部少輔　様　与坂藩　向柳原
石川主殿頭　様　伊勢亀山藩　下谷大名小路
宗　對馬守　様　対馬藩　向柳原
鳥居丹波守　様　壬生藩　下谷広小路
藤堂佐渡守　様　久居藩　向柳原
立花飛騨守　様　柳河藩　下谷徒町
藤堂和泉守　様　津藩　向柳原

右之通御廻勤被遊候、七半時　御帰殿

御用口
阿部
但し、殿様益御機嫌能被遊御帰、御供先別条無之段
御年寄月番宅へ罷出、申達候
割子四半時下谷様へ参着

（注）下谷様は三日市藩上屋敷が浅草下谷にあったところから、その略称となっており、彰太郎様と同義となっている。

29

十二月十六日四時御供揃ニ而

本多主膳正　様　膳所藩　南八丁堀
井上河内守　様　浜松藩　はま丁
松平遠江守　様　尼崎藩　鉄砲洲
堀田鴻之助　様　佐倉藩　はま丁
中川修理大夫　様　岡藩　鉄砲洲
松浦豊後守　様　平戸新田藩　大川ばた
松平越中守　様　桑名藩　北八丁ぼり
津軽土佐守　様　弘前藩　本所二ツ目
本多肥後守　様　山崎藩　はま丁
御支度　浄心寺　本所平野
小笠原左衛門佐様　勝山藩　はま丁
右之御方々様御廻勤被遊、七時　御帰殿
御用口
野崎
但し、殿様益御機嫌能被遊御帰、御供先別条無之段
御年寄月番へ申達候

（注）佐倉藩主堀田正倫（鴻之丞）は、安政六年九月元老中筆頭正睦の強制隠居の後を継承。浄心寺は信鴻正室本具院幾子等の菩提寺。

30

同月十八日四半時御供揃ニ而

伊東修理大夫　様　飫肥藩　外桜田
松平相模守　様　鳥取藩　八重洲河岸
北條美濃守　様　狭山藩　外桜田
松平土佐守　様　土佐藩　鍛冶橋内
久世大和守　様　関宿藩　外桜田
松平内蔵頭　様　岡山藩　大名小路
松平大膳大夫　様　長州藩　日比谷御門内
松平主水正　様　西尾藩　木挽丁
板倉周防守　様　備中松山藩　外桜田
松平三河守　様　津山藩　鍛冶橋門内
上杉弾正大弼　様　米沢藩　外桜田
松平伊豆守　様　吉田藩　呉服橋内
丹羽長門守　様　三草藩　外桜田
松平丹波守　様　松本藩　呉服橋
阿部播磨守　様　白河藩　山下御門内
秋元但馬守　様　館林藩　呉服橋内
本多美濃守　様　岡崎藩　日比谷御門内
松平越前守　様　福井藩　常盤橋内
牧野越中守　様　笠間藩　日比谷御門内
植村出羽守　様　高取藩　飯倉片丁
松平主馬　様　島原藩　数寄屋橋内

太田備中守　様　掛川藩　常盤橋内
松平右京亮　様　高崎藩　数寄屋橋内
細川越中守　様　熊本藩　大名小路
松平阿波守　様　徳島藩　鍛冶橋内

右之御方々様御廻勤被遊、八時過　御帰殿
御用口　阿部

但し、殿様益御機嫌能被遊御帰、御供先別条無之段
御年寄月番へ申達候

（注）松平主馬忠淳は島原藩主松平主殿頭忠精（安政六年六月没）を継承。

31
一　同月十九日四時御供揃ニ而
九鬼長門守　様　三田藩　霞ヶ関
戸田淡路守　様　大垣新田藩　外桜田
西尾隠岐守　様　横須賀藩　外桜田
松平對馬守　様　杵築藩　外桜田
松平美濃守　様　福岡藩　霞ヶ関
民部少輔　様　黒川藩　桜田門外
松平安藝守　様　広島藩　霞ヶ関

右之御方々様御廻勤被遊、民部少輔様へ被為入、御供帰八時過御迎ニ罷越、七半時過　御帰殿

但し、殿様益御機嫌能被遊御帰、御供先別条無之段
御年寄月番へ申達候
今日御勤仕舞ニ付
御意之上、御酒・御吸物・御肴二種被下置候
〆　御出数十九度

（注）三田藩主九鬼長門守精隆は安政六年八月没、後継者は末期養子長門守隆義。ただ三田藩が重複（19）し、綾部藩（八丁堀）が記されていないので錯誤があるのかもしれない。民部少輔は当時上屋敷が桜田門外にあった黒川藩主光昭で、供を一旦返したのは、黒川藩邸で保申の乗出廻勤完遂の祝宴がなされたものか。

安政七申年
正月十七日
一　野崎鎌之助、年銀未九月十五日差出候處、六ケ敷御座候ニ付
猶又相談之上、正月十七日岩手孫右衛門差出申候

32
二月廿六日
一　先達而、居城二之丸住居向其外焼失ニ付、拝借之儀被相願可為難儀与被思召候、當時御事多之折柄ニ者候得共、出格之訳ヲ以、金五千両拝借被仰付候、返納之儀ハ御勘定奉行可談候、右之趣御目付方寄々通有之候ニ付、同役相之間頭へも申通候

（注）「年銀」とした部分は、他の部分では「年限」と読めるものあり意味不詳。

（注）『家譜附録』に次の通り記述がある。なお郡山城二の丸焼失は安政五年十二月。
「安政七年庚申二月廿六日、保申名代柳沢民部少輔光昭登城。於雉子溜、大老井伊掃部頭直亮并老中列座、安藤対馬守信睦伝旨曰、由往年保申居城消失。謂為難儀。雖即今事々繁多、以出格之訳、命五千金拝借給也。」
但、當時大老は井伊直弼であり先代直亮は嘉永三年に死去。
また大老井伊直弼は安政七年（万延元年）三月三日に桜田門外に暗殺された。

下　閏三月十五日

一　野崎鎌之助不奉存寄、是迄之御役料ニ五俵御増、都合十五俵被
（統）
下置ニ付、例之通一流ゟ差遣候

（注）この加増と「年銀（32）」との関係は要検討。

33

上　閏三月朔日

一　今日、年号万延元年与改

四月廿四日

一　殿様、御小用繁被為在候付、月次御出仕御見合ニ相成候段
心へ居候様、大目付申聞候

（注）当時保申は御目見を済ませ、十五歳になっていたが、何らかの事情で頻尿となっていたものか。この状況は『豊田家文書廻状留』文久元年三月条にも次の通り記されている。

「殿様先頃、御目見被仰上候後、引續御出仕之儀、御願可被遊之処、御小用繁難被御長座
右御願御延引被成候、然ル處此節段々御快方ニ付、当四月ゟ月並御出仕之儀、御願被遊
候處、御願之通被仰出候旨、江戸表ゟ来候此段可被相心得候」

一　御同席御取締、酒井左衛門尉様・奥平大膳大夫様より、御供連
御行粧之儀、去ル寅年被仰合ニ而、御式立之外者、御格別之御省
略罷成候、廉々御届被置候得共、都合之儀有之候間、今度猶又
御届之上御減少、高御取捨被成被召連候旨、御直御廻状ヲ以
被仰遣候、右者昨今不只御時世ニ付而之儀与奉察
乍併　殿様ニ者未月次御出仕も、御願不被遊候間、御宜敷御座
候得共、御下屋敷・御菩提所等江被為入候御儀、御右筆
様へ伺置候付、其内御取調被下被遊、御出御宜敷与御座候得者
御取締様方ゟ被仰遣候通、御供御人数御増被成候方、可然宜御
評議御座候様奉存候、尤御高並之御方々様、御届振承合、追而
可申上候得共、先一應申上候　以上
三月　御留守居

（注）行列の規模縮小について、桜田門の変により見直しの動きがあり、郡山藩は保申の出仕見合わせにより正規の登城行列は行わないものの、私的な行列もあり同席・同格の他家の状況を参考にしつつ、評議を進めるべしとの留守居役上申書と思われる。なおこの様な例外措置は、過去の取扱例に精通した幕府祐筆に問合せすることがあった。分中「乍併」とした部分は「候、併」とすべきかも知れない。

34

殿様、御小用繁被為在候付、月次御出仕不被成御願旨、御聞置
書被差出候後、被遊御外出候而も可然哉之儀、御頼御右筆様迄、
御内々宣合仕候処、御聞置被差出候後、御菩提所又者御下屋敷
等へ被為入候而も、可然旨御答ニ付、不遠月桂寺へ
御参詣并両御下屋敷へ一ヶ月一両度程、被遊　御出候而も可然
哉与猶又御談候得共、於私共も取極申上兼候付、御引受奥平大
膳大夫様江、當十二日久城準輔罷越、類役荒尾利右衛門ヲ以
前件之趣、御内々御伺被成候旨、取繕申述候処、幸御在宅ニ而直
ニ申上呉候処、何之思召も無之、委細御承知被成候、且於其筋ニ
御外出不苦与之御挨拶たりとも、先一ヶ月両度程之
御出者可然、三度与申処者御見合候方与思召候、訳者若御同席之御
方々様之内ニ而、月次御出仕も難被遊程ニ而、度々御外出被為在候

35

様ニ被仰候節者、大膳大夫様宜御答も可被成候得共、自然模様ニ寄候而者、御迷惑被成候間、先々一両度与御極被成候方可然、右之趣重御頼之御方々様江者、不及御沙汰、庄内様へ者一應類役迚申上置候方、宜程能御答申上候様ニ与、被仰付候旨、利右衛門申聞候、且外々様御供連、別紙之通御座候、此段申上候以上

36

五月　　御留守居

（注）宣合（のたまいあわす）は言合（いいあわす）の尊敬語で、相談し合うこと。久城準輔は藩士名簿では御用人（留守居役）三百七十石の上士で、他の文書でしばしば登場する久城壮輔の縁戚（先代か）と思われる。荒尾の「類役」は奥平家において久城と同類の役關（留守居役）であることを示している。「取繕」は過去の経緯等を要約すること。

私、供連人数之儀、省略中減少仕候趣、兼而申上置候処、此節都合も御座候間、當分之内旧復、召連申度奉存候、此段被御聞置可被下候　以上

三月　　酒井左衛門尉

私、供連之儀、減少召連候趣、兼而申上置候処、此節都合も御座候間、當分先格之通、召連申度、此段御聞置可被下候以上

三月廿日　　奥平大膳大夫

奥平様御人数宜合候処

御駕籠脇拾人

御徒士　拾人

37

私、供連之儀、駕籠脇拾人・徒士拾人召連来候処、平常之処相減、駕籠脇六人・徒士五人召連候段、先達而申上置候処、此節都合も御座候付、當分之内駕籠脇十人・徒士十人召連申度奉存候、其外供廻之儀者、兼而申上置候通ニ居置申候、此段御聞置可被下候以上

三月廿二日　　阿部伊豫守

（注）庄内藩酒井十七万石・中津藩奥平十万石・福山藩阿部十一万石は何れも譜代・帝鑑（溜）間席の四品格大藩で、郡山藩が範としたものであろう。なお万延元年三月桜田門外の変以降、一旦省略された行列警護が旧に服していることが窺える。それらの他藩からの情報を取りまとめて五月に留守居が上奏したもの。

五月廿一日

一　殿様、月桂寺御参詣、両御下屋敷へ一ヶ月一両度程、被遊　御出候旨、大目付ゟ申聞

（注）当分出仕遠慮となったので、これらの外出も控えていたが、奥平大膳大夫の意見に従い、月桂寺参詣や下屋敷出向は一ヶ月に一・二度程度は行うこととしたもの。

同月廿四日

一　金弐両弐分也

右御手當金、被下候旨大目付ゟ

38

申聞

（注）安政六年八月にも同額が支給されている。後に十二月九日にも支給。

六月二日

一　殿様五時御供揃ニ而、月桂寺江御参詣被遊候、八半時過
御帰殿　四半時参着惣割子
但し、殿様益御機嫌能御帰被遊候段
御年寄月番宅へ罷出申立候
御用口　阿部

（注）天寧院保興の祥月命日。ただし急死につき遺領継承問題が生じたため、公式発表（表向）は八月廿一日となった。

八月廿五日

一　殿様五時御供揃ニ而、駒込御屋敷へ被為入候、七半時過
御帰殿
四時二度目・八時惣割子
但、殿様益御機嫌能御帰被遊候段、御年寄へ申立候
御用口　の崎

39

一　同日御陸尺、政吉・米吉・吉蔵・定蔵・吉五郎
右之者共大病ニ付跡代り
政吉代
源蔵
二十二才
米吉代
千吉
二十六才
吉蔵代
虎五郎
二十五才
定蔵代
源蔵
二十五才
吉五郎代
新吉
三十才

40

右之面々御供目見へ相済

九月廿三日

一　殿様五半時御供揃ニ而、芝御屋敷本遊院様御殿江被為入、
七半時過　御帰殿　割子　四半時・八半時
御用口
阿部
但、殿様益御機嫌能御帰被遊
御供先別条無之段、御年寄月番宅へ罷出申達候

（注）芝屋敷は所謂中屋敷で、保興生母の本遊院殿良然妙寿大姉が居住（二年後の文久二年閏八月に逝去）。

十一月二日

一　池澤修輔、年限ニ付同役申合、大目付・御刀番・御番方組頭へ
願書差出申候

（注）池澤修輔は不詳であるが、㊛２３０の御側詰八十二石国許勤（池沢久之助）「戌十七」

との関係ありか。また阿部家文書３１安六御供諸事心得６２に上野伴助（㊇御書院詰三百石）と共に他家との折衝に当たっているので、いずれにせよ相応の上士と思われる。

41

十一月九日

一　殿様、明十日月桂寺へ御参詣被仰出候処、十日雨天ニ付、御延引被仰出候

同月十日

一　御手廻り仙蔵・松五郎・芳五郎

右之者病気ニ付、跡代り

文吉代り　栄吉
松五郎代り　栄蔵
芳五郎代り　松五郎
仙蔵代り　文吉

右之通目見へ相済申候

（注）八月に続き派遣中間（陸尺等）を病気の名目で多数入れ替えているが、何か特別の事情があったのだろうか。

42

十二月九日

一　金弐両弐歩

右御供御手當被下候旨、大目付ゟ談有之候旨、同役ゟ申通候

同日

一　米穀并諸色共、殊之外高直ニ相成、御家中之面々取續方可致難渋、當時御物入續之御時節ニ者候得共、厚以御思召、當時百五拾石以下之面々、壱ヶ月正米請取候分被下之

右之通寄々通シ有之候旨、松本ゟ申通候

（注）「壱ケ月正米」は扶持米の計算（一日五合）に基づき三十日分（一斗五合）を支給したものであろうか。安政六年当時の米価は一石銀百匁程度であり、一斗五合では銀十五匁（江戸での精米消費者価格ではおそらく二拾匁程度）であろうか。

以下脱（完）